

提供日 2021/12/24
タイトル 新型コロナウイルスの感染状況や医療ひつ迫状況等は国評価レベル1です（12月24日現在）
担当 危機管理部 危機報道官
連絡先 危機報道官
TEL 054-221-2316



Shizuoka Prefecture

12月24日(金)現在
新型コロナウイルスの感染状況や医療ひつ迫状況等は
国評価レベル1(維持すべきレベル)です ※旧県警戒レベル2相当

(本県の状況)

新規感染者の発生状況は落ち着いている状況です。また、一般医療も安定的に確保され、新型コロナウイルスに対応できている状況です。

現在は、感染防止対策を図りつつ、社会経済活動の正常化が進められているところです。**年末始は帰省や旅行、会食など、普段一緒にいない方と過ごしたり、多人数で行動する機会が増加しやすいため、感染を再拡大させないよう、県民の皆様には、気を緩めず、3密の回避やマスクの着用など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。**

【県民の皆様・事業者の皆様等へのお願い】

(県民の皆様)

- 3密（「密閉」「密集」「密接」）の条件が揃う場面で感染が拡大しますので、**3密の場面は回避してください**。また、マスクの着用や手洗いなどの手指衛生をはじめとした**基本的な感染対策を徹底してください**。
- 飲食店や宿泊施設を利用する場合は「ふじのくに安全・安心認証」を受けているなど、**感染対策が十分とられている店舗を利用してください**。
- 会食をする際には、「食べる時は黙って」、「会話をする時はマスクを着用」してください。
- 外出の際は、「**三つの密**」の回避、「人ととの距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」をはじめとした**基本的な感染防止対策を徹底**し、人の移動や人に会うことによる感染リスクが伴うことを忘れずに行動してください。

(事業者の皆様)

- 催物（イベント）の主催者の皆様は、基本的な感染防止対策の徹底とともに、参加者名簿の作成や接触確認アプリ「COCOA」等を活用した参加者の把握に努めてください。また、**参加人員5,000人超かつ収容率50%超のイベントを開催する場合は、県に具体的な感染防止策を記載した「感染防止安全計画」を提出してください**。
- 施設管理者の皆様は、**業種別ガイドラインによる感染防止対策の徹底**や、寒冷期においても換気や湿度の管理など感染しにくい環境を確保してください。
- 事業者の皆様は、職場における基本的な感染防止対策の徹底、特に「居場所の切り替わり」での感染防止対策や、在宅勤務、時差通勤など、人との接触を低減する取組などの感染防止対策を推進してください。
- 飲食店及び宿泊事業者の皆様は、「**ふじのくに安全・安心認証**」の取得に協力してください。

○詳細は、静岡県のHPを御覧ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-keikai-level.html>

お知らせ

令和3年11月19日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部より、新たな「基本的対処方針」が発表されたことから、12月3日から本県独自の警戒レベルに代わり、新たに設定された「国評価レベル」に基づいて本県の感染状況や医療ひつ迫状況等を発信しています。